

# 東京第一会計ニュース

2011(平成23)年6月1日発行

No.90

## CONTENTS

ワンポイント税務

顧問先紹介

【ミハエル ネグリン オリジナル デザインズ ジャパン有限会社】

末広会だより

雑学入門

いしづえ



# ワンポイント税務

## 法人税

このたびの東日本大震災により、お亡くな  
りになられた方々のご冥福をお祈り申し上げ  
ますと共に、被害を受けられた皆さま、その  
ご家族に、心からお見舞いを申し上げます。

今回のワンポイント税務では、東日本大震  
災の発生により被災された方を支援するため  
に、災害対策本部等に義援金や寄附金（以下、「  
義援金等」）を支払った場合の税務上の取扱  
いについてご紹介いたします。

## 所得税

個人が義援金等を寄附した場合には、その  
義援金等が『特定寄附金』に該当するもので  
あれば寄附金控除の対象となります。

### 適用を受けるための手続き

確定申告書に寄附金控除に関する事項を記  
載するとともに、義援金等を寄附したことが  
確認できる書類を確定申告書に添付するか、  
確定申告書を提出する際に提示する必要があ  
ります。

『特定寄附金』とは、例えば、次に掲げる  
義援金等が該当します。

① 国又は地方公共団体に対して直接寄附  
した義援金等

② 日本赤十字社の「東日本（東北関東）大  
震災義援金」口座へ直接寄附した義援金、  
新聞・放送等の報道機関に対して直接  
寄附した義援金等で最終的に国又は地  
方公共団体に拠出されるもの

③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県  
の被災者の生活再建のための義援金」と  
して直接寄附した義援金等

④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震  
災害におけるボランティア・NPO活  
動支援のための募金」（平23年3月15日  
財務省告示第84号）として直接寄附した  
義援金等

そして、財務大臣の指定があつたときは、  
これを告示することになります。

### 適用を受けるための手続き

確定申告書の別表十四（二）「寄附金の損  
金算入に関する明細書」の「指定寄附金等に  
関する明細」に寄附した義援金等に関する事

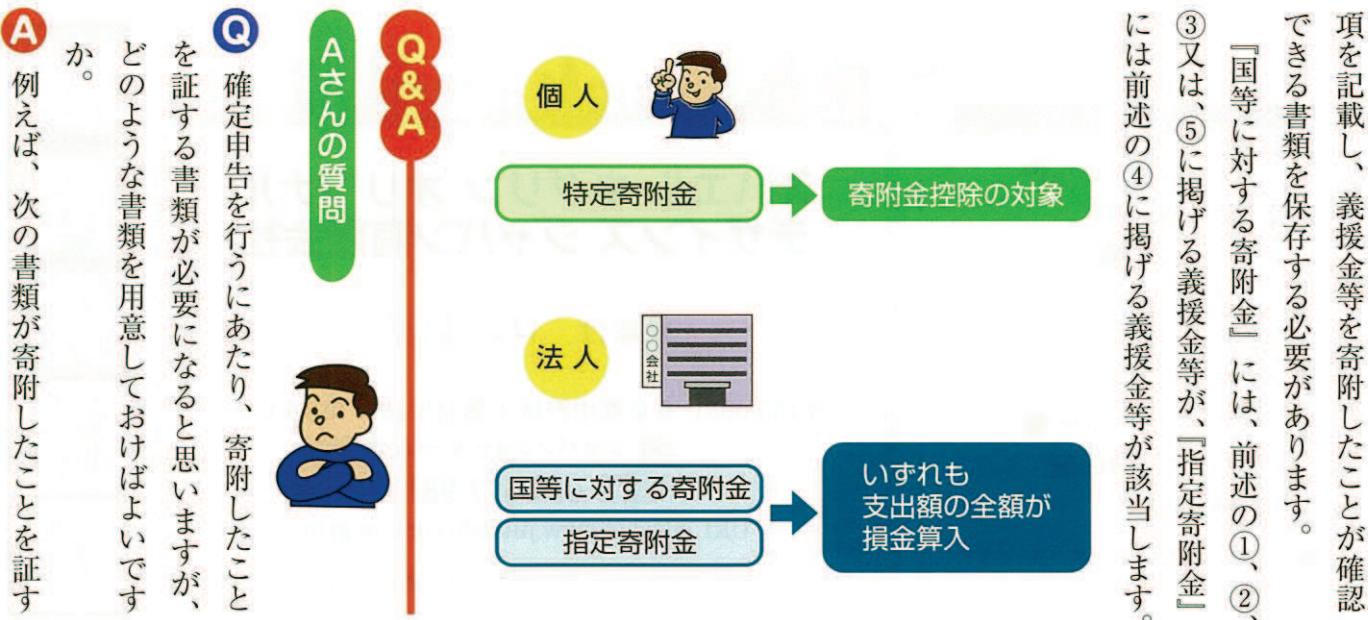
法人が義援金等を寄附した場合には、その  
義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄  
附金」（国等に対する寄附金）、「指定寄附金」  
に該当するものであれば、支出額の全額が損  
金の額に算入されます。

※ 指定寄附金とは

民法第34条の規定により設立された法人そ  
の他公益事業を行う法人又は団体に対する寄  
附金のうち、次に掲げる要件に該当するもの  
として財務大臣が指定した寄附金をいいます。

**件**  
◆ 広く一般に募集されること  
◆ 教育又は科学の振興、文化の向上、  
社会福祉への貢献その他公益の増進

**要**  
に寄与するための支出で緊急を要す  
るものに充てられることが確実であ  
ること



る書類に該当します。

① 県災害対策本部や義援金配分委員会

等が発行する受領証

② 日本赤十字社等が発行する受領証又は募金団体の預り証

③ 郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る）

④ 銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限る）

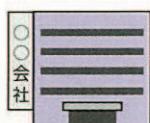
※③、④の場合  
個人の寄附者が確定申告をする際には、（募金要綱、募金趣意、新聞報道、募金団体のホームページの写しなど）を、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）や銀行振込で支払った場合の振込票の控えと併せて、確定申告書に添付又は確定申告書提出の際に提示してください。

**A** 法人が、被災した取引先に対し、被災前の取引関係の維持・回復を目的として、災害を受けた取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず損金に算入されます。

なお、左記の口座への寄附金については、義援金を振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることがわかる資料は不要です。

- ・日本赤十字社
- 「東日本（東北関東）大震災義援金」口座
- ・中央共同募金会
- 「各県の被災者の生活再建のための義援金」「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」

株式会社Bの質問



**Q** B社は、この度の地震で被災された得意先に対して、災害見舞金を支払いました。

支払先が事業に関係のある者で、不特定又は多数の被災者に対する寄附に当たらないことから、支払った災害見舞金は損金に算入されないのでしょうか。

**Q** B社は、自社製品を被災者に提供することを計画しています。この場合、税務上の取扱いはどのようにになりますか。

**A** 法人が、不特定又は多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金又は交際費等には該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして損金に算入されます。

**A** 例えば、次の書類が寄附したことを見ます。

**Q** 確定申告を行うにあたり、寄附したことを見する書類が必要になると思いますが、どのような書類を用意しておけばよいですか。

**A** さんの質問

計画停電による混乱も一段落しましたが、もうすぐ、電力需要のピークを迎える夏がやってきます。そこで、エアコンに頼らずに夏を涼しく過ごす方法はないか考えてみませんか？

### 暑さを感じるしくみ

人の身体は常に37度程度を保とうとしており、それ以上の熱を帯びると身体の外に余分な熱を捨てようとします。

温度は高い方から低い方へと流れる性質をもっています。夏の場合は、人の体温と周辺の気温が近づくため体内の熱を外に逃がす事が難しくなり、「暑い」と感じます。

### 夏を涼しく過ごす工夫

夏を涼しく過ごすには、日差しを遮って、外の暑さを部屋にいれないことが大切になります。

では、どのように日差しを遮ればいいのでしょうか。クーラーを使わない場合にどうすれば涼しく感じるでしょうか。

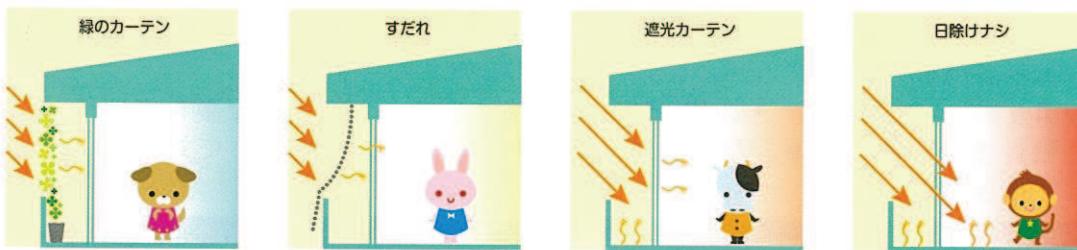


### 窓の前の空間に影をつくる

すだれなどの日除けを窓から離しておくと、窓の外側の空間に影ができる、涼しさをもたらします。

又、クーラーをつけて過ごす場合にも冷房にかかるエネルギー消費率を下げる事につながります。

日除けに植物を利用するすると、すだれより植物が蓄える熱量が低いため、居室側に伝わる照り返し（輻射熱）が少なくなるので、より涼しく感じます。日除けに植物を利用する場合には、葉の大きいゴーヤやヘチマなどを使うと、より効果的に日射を遮ることができます。



このたびの東日本大震災におきまして、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、又多くの悲しみに遭われました皆様方に、心よりお見舞い申し上げます。

震災があった3月11日は、新宿・立川事務所ともに確定申告の最中の出来事でした。幸いにも全員がもなく、電話や交通機関がほとんど使えない中、事務所一丸となり、確定申告も無事に終えることができました。

そもそも震災から3ヶ月が経過する今でも、暗いニュースも多く、気が減入りそうになりますが、私たちに何ができるかを考えしていく必要があるよう思います。

顧問先の皆様の中でも、震災の影響をまったく受けていないという方は少ないと思います。又、会社の経営や将来への不安等があること思います。

私ども東京第一会計は、少しでも顧問先の皆様方のお役にたてるよう、努力してまいりますので、共にこの難局を乗り越えていきましょう。

（編集部）

編集後記